

平成 24 年 7 月 17 日

汚泥再生処理センター整備事業者 様

東 部 清 掃 施 設 組 合
管 理 者 古 堅 國 雄

汚泥再生処理センターの整備に係る事業への参加について（公募）

東部清掃施設組合では、汚泥再生処理センターの整備を計画しています。本施設は環境省の循環型社会形成推進交付金制度に基づき、性能指針を遵守して整備します。

建設工事に先立ち、見積仕様書に基づく見積設計図書を提出して頂き、設計方針、技術内容、環境配慮等について検討を進める予定です。

つきましては、見積設計図書の提出等の協力について公募します。

なお、書類等の作成に係る費用は、応募者の負担とします。

- 1 . 工 事 名 東部清掃施設組合 汚泥再生処理センター整備工事
- 2 . 工 事 場 所 沖縄県中頭郡西原町字小那覇 962 番地
- 3 . 工 事 概 要 処理能力 107kl/日
- 4 . 工 期 平成 24 ~ 25 年度
- 5 . 応 募 条 件 「東部清掃施設組合 汚泥再生処理センター整備工事に係る
公募への応募条件」による
- 6 . 提 出 書 類 参加表明書及び関係書類
- 7 . 提 出 先 沖縄県島尻郡与那原町字板良敷 1612 番地 東部清掃施設組合
- 8 . 提 出 期 限 平成 24 年 8 月 9 日
- 9 . 問 合 せ 先 東部清掃施設組合
〒901-1301 沖縄県島尻郡与那原町字板良敷 1612 番地
電話：098-946-3014 F A X：098-946-6072
担当者：久場川、安里

「東部清掃施設組合 汚泥再生処理センター整備工事に係る公募への応募条件」
については、以下により配布する。

- 1 . 配布日（公告期間）：平成 24 年 7 月 23 日から平成 24 年 8 月 1 日まで
（ただし、土・日曜日及び祝日は除く）
- 2 . 配布時間：午前 9 時から午後 5 時まで
- 3 . 配布場所：東部清掃施設組合

「東部清掃施設組合 汚泥再生処理センター整備工事に係る公募への応募条件」

- (1) 平成 24 年度の本組合又は構成町村のいずれかの（与那原町、西原町、南風原町、中城村、北中城村）建設工事競争入札参加資格者名簿の清掃施設工事に登録されている者
- (2) 建設業法第 15 条に基づく清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有するもの者
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に規定する直近の経営事項審査結果において清掃施設工事に係る総合評価点数が 900 点以上である者
- (4) 一般廃棄物処理施設（し尿処理施設・汚泥再生処理センター）における過去 10 年間（契約工期末日が平成 14 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日の範囲内）で契約金額 5 億円以上の新設、増設、改造等に係る工事を元請けとして受注し、稼働開始に至った実績のある者
- (5) 清掃施設工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつ、過去 10 年間（契約工期末日が平成 14 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日の範囲内）で契約金額 2 億円以上の新設、増設、改造等に係る建設工事と同種又は類似の工事の施工経験がある技術者を建設工事に専任で配置できる者
- (6) 地方自治法（昭和 22 年政令 16 号）施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (7) 国、沖縄県、組合及び組合を組織する、与那原町、西原町、南風原町、中城村、北中城村のいずれからも指名停止措置を受けていないもの
- (8) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく特別精算の申し立てがなされていない者
- (9) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申し立てがなされていない者
- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した場合は、更生手続きが完了している者
- (11) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した場合は、再生手続きが完了している者
- (12) 手形交換所による取引停止処分を受けた場合は処分を受けた日から 2 年を経過している者、又は 6 ヶ月以内に手形もしくは小切手を不渡りとしていない者
- (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられた場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から 5 年を経過している者
- (14) 国税、地方税を滞納していない者